

事業計画作成部会公募部会員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港まちづくり協議会の事業計画作成部会において、港まちづくり協議会部会規程第6条第3項但し書きに基づく公募により採用された者(以下「公募部会員」という。)を募集するにあたり、当該部会員の公募方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は次のとおりとする。

- (1) 公募開始時に、20歳以上の者で、西築地学区に一年以上在住・在勤の者。
- (2) 地域のまちづくりに関心があり、意欲のある者。
- (3) 愛知県及び名古屋市の議員又は職員でない者。

(人数)

第3条 公募部会員の人数は、若干名とする。

(任期)

第4条 任期はその選任の日以降、当該年度の事業計画作成部会が終了するまでとする。

(応募方法)

第5条 応募者は市販の便箋等の用紙に、次に掲げる事項を記載したもの(以下「申込書」という。)に、小論文(400字原稿用紙で4枚程度)を添付して応募するものとする。

- (1) 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号
 - (2) 職業
 - (3) 応募資格に該当するようになった年月日。
 - (4) 活動経験(福祉・保健等のボランティア活動、地元団体やNPO活動など、差し支えない範囲で記載する)。
 - (5) 港まちづくり協議会の事業への参加内容(参加者のみ、年度と事業名を簡潔に記載する)。
- 2 前項の申込書及び小論文の様式は自由とし、上記の記載事項を漏れなく記載するものとする。
 - 3 第1項の申込書及び小論文は、返還しないものとする。
 - 4 小論文のテーマは「みなとまちの担い手としての思い」。もしくは、「みなとまちに望む将来像と、担い手としてどう取り組むか」のいずれかとする。

(選考方法)

第6条 公募部会員の選考は、書類選考で行なうものとする。

2 前項の選考は、港まちづくり協議会運営会にて、応募用紙に記載されている事項を選考基準(別表1)により評価して、行なうものとする。選考に当っては、必要に応じて面接を行なう。

3 選考の結果は、当該応募者に通知する。

第7条 応募用紙に記載されている個人情報、公募部会員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、公募部会員の選考等必要な事項は、港まちづくり協議会運営会で別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成21年5月12日から施行します。